

【青木太一郎議員】

私は、青木太一郎でございます。

本年は、孔子誕生 2551 年、仏歴 2543 年、そして西暦 2000 年、ミレニアムと世の中が期待感だけを持っているうちに、早くも半年が過ぎ去ってしまいました。しかし、社会情勢はどう変わりましたでしょうか。

本日は、先般行われました総選挙の結果により、第 2 次森内閣が誕生し、やがてその組閣が行われるようであります。

我が新潟県におきましても、10 月には県知事選挙が行われることとなっております。

いずれにいたしましても、景気回復、医療、福祉、介護、年金、環境、雇用等々の対策や、情報技術の高度化による IT 革命とも言われる社会構造の変化に対応する構築等、これらの諸問題に取り組むべき重要な転換期にあり、今まさに 21 世紀に向けての国政、県政の進路を決める船出の年であります。

出航のどらが鳴っているのに、景気回復や介護等の対策等を積み込んだはずの船は、岸壁からなかなか離れられずに、係留されたまま動かないような状態であります。「君は船なり、民は水なり」と申しますように、政治の船は、民の声、すなわち県民の声である水なくして浮かばないもの、動かないものであります。

順風満帆の大きな夢を抱いて立派な船をつくっても、県民の声が反映されないものであったら、船は浮かべることができず、たとえ浮かべて出航しても、大あらしに遭遇したり、霧の中で迷走したり、座礁して動けなくなってしまうことは必定とされているところであります。県民の水があつてこそ、県政の船が航海できるものと肝に銘じ、このような趣旨を含めて、私は県民の幸せ、福祉増進のために、県政の諸問題について質問させていただきたいと存じます。

来るべき 21 世紀に求められるものは、国際社会に対応するグローバルスタンダードの時代、そして地方分権によるローカルスタンスを明確に示す時代と思うのであります。

地方から国へ、地方から国際社会へ、出航するグローバルな国際社会の中の新潟の時代への船出のときと思う次第であります。

さて、21 世紀のテーマは、社会の創造性と国際性、それから自然保護ということであろうかと思えます。特に私どもの住んでおる地域に及ぼす公害や、世界規模の地球環境の汚染問題を起こしている現状は、自然保護のかかわりの大きな課題であり、命題であることは皆様の御承知のとおりであります。

私ども人間の歴史を見ますと、古代から続いてまいりました食糧確保のための農耕・牧畜文明が始まって以来、人類は自然を開発し続けてまいりました。

そして、産業革命を契機に、工業文明の発達で急速に森林や農地等の自然が人間に完全に支配されてしまい、今地球環境の保全に墓穴を掘っているような事態となっております。

私は、自然は開発されるためのものでなく、今は自然を保護するもの、保護しつつ人間の文化を育て、人間の生活を豊かにするものであると思う次第であります。

そこで、まず最初に農業に係る環境問題について知事に御質問をさせていただきます。

我々の生まれ育った蒲原平野は、田植え後の稲の生育が順調に進み、今まさに田園という言葉のとおり緑と自然が調和した風景が広がっております。この美しい風景を眺めておりますと、この環境のすばらしさに改めて自然の豊かさや心の安らぎを感じ入るところであります。

そもそも日本の農業は、稲、米を中心とした農耕民族として、土地を耕し、種をまき、肥やしをやり、太陽の恵みのもとで収穫を得るといふ人と自然との深いかかわりの中で営まれてきたものであります。

私どもが主食としている米は、気候、風土に恵まれ、歴史的に見ますと、豊草原の瑞穂の国の思想として、神話的な日本国家の理念でもあったのであります。

その米が、国の政治や経済、宗教の基準として、米をつくるのが国の基礎としてその上に成り立つと考えられ、国策とした時代もあったのであります。そして、人間の礼節にも、「稲穂は実れば実るほどこうべを垂れる」など教訓的なものにも引用され、長い歴史の中で人々は五穀豊穡を祈る祭りや祭事を行い、数々の芸能を生み出し、国技である相撲の原型をつくり、稲作にちなんだいろいろの地方色豊かな農耕文化を形づくってきたのであります。

したがって、日本の米は単に作物や食べ物であるということにとどまらず、日本の伝統や文化、風俗、習慣にも深いかかわりがあったのであります。

また、IT 革命の情報技術の発達に貢献したコンピューターに組み込まれたマイクロ単位の半導体を称して、アメリカでは産業の油、つまりオイルと言っております。日本では産業の米と例えるほど、米というものは日本人にとってはエネルギー源であるという観念から名づけられたものではないかと推察

するのであります。

しかしながら、農業技術の進歩により近代化、多様化し、それに伴い生産性の高い農業に転換が求められることから、現在の農業は、市場原理を追求する余り、やや経済性・効率性重視の農業に傾斜してきているようであり、そのことが農業の近代化と自然保護に生産のゆがみが生じているようにも思うわけであり、この点について、知事はどのような御見解をお持ちか、お伺いしたいと存じます。

次に、産業廃棄物、特に家畜ふん尿等の排せつ物についてお伺いしたいと存じます。

聞くところによりますと、産業廃棄物の排出量は県全域で1万トンを超えると推計されているようであり、また、業種別には製造業からの発生が一番多く、次いで建設業、家畜排せつ物等の農業廃棄物、鉱業の順で、種類では無機性汚泥、建設廃材、有機性汚泥が多いようですが、私はこれらの廃棄物を処理場で処理できる量は、狭い日本の国土では限界があると思う次第であります。どうやって生活廃棄物や産業廃棄物を減量し、どうやって資源として再利用をしていくのか、今後の大きな課題であると痛感しております。

しかし、その廃棄物は、我々人間が生きていくための必需品すべてから排出されるものであります。そして、その必需品は地球上にある資源が賅っていることになるわけであり、「資源は有限、知恵は無限」という言葉がありますように、環境に配慮した自然循環を重視した農業生産を進める必要があると考えますが、自然と調和した環境の保全と資源の確保という観点から、生活の知恵が当然必要となってくると思うのであります。

したがって、環境保全の農業をどう本県農業に根づかせていくお考えか、その基本的な御所見をお伺いする次第であります。

近年、「再生資源の利用の促進に関する法律」いわゆる「リサイクル法」が施行され、資源のリサイクル社会への転換が今後一層求められることは必然的な要件であり、社会全体で配慮しなければならない重要な問題として強く感じているところであります。

私は、最も自然と調和していると感じていた農村地域から排出される家畜ふん尿等の農業廃棄物が産業廃棄物の上位にランクされていることは意外でありました。

そこで知事にお伺いしたいと存じますが、平成11年に「家畜排せつ物法」が施行され、有機質資源の循環利用の促進がこの法律でうたわれておりますが、私はいわゆる自然界から得たものは自然界に返すという考えのもとから、多少の経費や労働力をかけても、稲わらの再利用や家畜排せつ物を農地に還元するリサイクルシステムをつくる必要があると考える次第であります。

したがって、前近代的な農業に戻れとは言わないが、現行の農業に行き過ぎがあるとすれば、早目に是正し、環境を汚さず、安心、安全な農産物を消費地に届けていくことが今後本県が食糧供給県としての役割を果たす上で最も重要なことであるとの認識の上に立って、県として具体的にどのような施策を講じておられるのか。また、一部の地域では、家畜のふん尿の悪臭に悩まされている住宅地も多々あると伺っておりますが、この現況と対応についてあわせてお伺いしたいと存じます。

さらに、これに関連して、平成9年の廃棄物処理法の改正に伴って排出者責任がより明確となった農業用プラスチックの排出とその処理現況はどのようになっているのか、御所見をお伺いする次第であります。

次に、救急医療を含む医療の問題について知事にお伺いしたいと存じます。

質問に入る前に、先ごろ入広瀬村で起きた遭難事故で救助に向かわれて、二次災害によりとうとい生命をなくされました警察官、消防署員、民間の協力者の御冥福と、家族に対して哀悼の誠をささげる次第であります。警察、消防の使命は、私どもが安全で安心して生活するために日ごろ御尽力いただいているわけであり、このような痛ましい事故が二度と起きないことを願うものであります。

さて、人の命を救う救急業務、救急医療について、知事にお伺いしたいと存じます。

交通事故、遭難事故、自然災害、火災、突発的な病気等々で負傷者、発病者が出てきた場合、消防署の救急車が出動し、現場に到着し、病院に搬送する時間の長短により生死が決まるとも言われております。

そこで、救命救急医療の実態と今後の体制整備についてお伺いしたいと存じます。

まず初めに、救急医療についてであります。第1次の休日夜間急患診療所等から第3次の救命救急センターまで体制が整備されているようであり、それぞれの受け入れ体制の役割分担はどのようになっているのか、まずお伺いしたいと存じます。

次に、周産期医療体制と小児救急医療体制についてお伺いしたいと存じます。

新生児、幼児の子供の発病というのは、不思議にどうも夜間、深夜、休日とか、医院、病院が開いていない時間帯に突発的に起きる場合が多いようであり、

特に、大人と比べて新生児、乳幼児については体力的に弱いものでありますから、夜間、深夜、休日

等で突発的な事態になったとき、医院、病院に当直の専門医師がおられず、患者がたらい回しにされ、生命の危険すら脅かされることが少なくない聞いております。また、妊娠中の女性が早産等の突発的な緊急事態もあるわけであります。

このような小児救急医療、周産期医療について、どんな課題があり、どのように今後の体制整備の方向的なものをお考えか、御所見をお聞かせいただきたいと存じます。

次に、第3次救急医療体制、いわゆる救命救急センターのことについてお伺いしたいと存じます。

県内には上・中・下越に、県立中央病院、長岡日赤病院、新潟市民病院の3カ所に設置されておりますが、先ごろの厚生省の評価では、新潟市民病院がAランクに、他の2カ所はCランクと評価されたようであります。重症患者の受け入れや専門医師、ベッド数等が評価の対象となっているようでありますが、救命救急センターの救急医療の実態と課題、今後の整備の方針についてお伺いしたいと存じます。

これに関連しまして、救急現場や搬送途上に応急処置のできる医師が搭乗しているドクターカーが新潟市民病院のみに設置されていると承知しておりますが、ドクターカーの活用状況と、今後他の救命救急センターに配備する方針等がありましたら、あわせてお伺いしたいと存じます。

次に、救急医療機関の県民への周知についてお伺いしたいと思います。

まず、現在、病院、消防本部、保健所等とのネットワークで結ばれている広域災害・救急医療情報システムはどのような役割を果たしているのか、また、その活用の状況をお伺いしたいと存じます。

したがって、例えば脳内出血、脳梗塞等の脳血管の病気、心筋梗塞、狭心症等の心臓の病気等は、数分単位の処置の早さで命が救えるものであります。これらの処置のできる救急医療機関を県民に周知徹底されるような情報サービスを図ることも必要と思っておりますが、現状の救急医療機関の情報の提供と今後の方針についてお伺いしたいと存じます。

さて、国際化の進展により、私どもの周辺には外国人の姿を見ることはごく当たり前の時代になってまいりました。まちで買い物をしている外国船の乗組員やビジネスマン、夜のちまたに働く外国人女性、これらの外国人医療の問題も考える必要があると思うところであります。救急で担がれて治療を受ける場合もあり、また長期的に滞在している場合もあり、身分もしっかりとしていない場合もあり、しかし人道的な立場で医療行為もあると思っております。

問題になるのは、言葉が通じないことであります。医師が問診する際に病状がわからない、治療しても、相手が理解できないため、治療費の不払いのトラブルがある、こんなことを聞いております。英語、中国語、韓国語がよいのか、速やかに検討すべき必要がありますが、医療機関に外国人向けのパンフレットや絵の入った会話集のような、カードのようなものを配布したらどうかと私なりに考えてみましたが、これらの対応について県としてどんなことをお考えでおられるか、お聞かせいただきたいと思っております。

また、2002年のワールドカップサッカーには多国籍の外国の人たちが新潟を訪れると思っておりますが、医療を行う場合に言葉の通じないという問題も生じてくることも予測されます。何らかの方策が必要と思っておりますが、御所見をあわせてお伺いする次第であります。

さて、次に、「災害は忘れたころにやってくる」という言葉がありますが、この言葉も過去の言葉になったようであります。昨今の災害発生状況を見ますと、災害は忘れずに必ずやってくるようであります。例えば北海道の有珠山の噴火災害、伊豆諸島の三宅島、神津島の火山、地震等、ことしは自然災害が頻発しております。

災害による被害を最小限にとどめるものは、災害に対する正確、適切な情報が不安や混乱を防ぐものであると考える次第であります。気象情報や災害情報等の迅速かつ的確な収集・伝達を行い、緊急に対策を講じることが未然に被害を防止できるものであります。本県においてはどのようなシステムになっているのか、国、県、市町村、警察、自衛隊等の防災機関の相互連携体制を含めてお聞かせいただきたいと存じます。

また、地域住民への警戒、避難情報の適時、適切な情報を提供するためには、防災無線が有効であります。先ごろの北海道有珠山の噴火で、避難勧告が非常にスムーズに行われたことはよい教訓になったと思っております。県内市町村の防災無線等の整備状況はどのようになっているのか。また、近年の災害状況を考え、どのような整備が今後必要となるのか、御所見をお伺いする次第であります。

次に、県の防災行政無線の高度化についてお伺いしたいと存じます。

情報化時代は、IT、いわゆる情報技術の急速な進歩で、産業から地域社会、家庭生活まで変えてしまうようであります。IT革命で、産業界はもとより、行政、文化、教育、医療、防災等の分野でサービスの質の向上に欠かせないものとなってまいりました。例えば10年前に10億円した産業用コンピューターの処理能力が、今や30万円のパソコンで簡単に処理ができ、なおかつ、加えてそれが世界中にインターネットされ、接続ができる時代になったことであります。

IT関連で情報ハイウエー時代とも言われ、国、地方公共団体、企業はもちろんのこと、家庭においてもインターネットやEメール等は子供から老人まで普及し、生活の必需品となっております。

ことしの12月からテレビのBS放送もデジタル化され、テレビ映像を見ながら情報収集が可能な時代になり、子どもは情報化時代におくれないようにしないと時代に乗りおくれしてしまうようになります。

そこで、県庁本庁舎にある防災行政無線局は、県の全体のキー局として、出先の総合庁舎や市町村、国や他県や関係防災機関とネットワークされていると聞いておりますが、人工衛星を利用したデジタル化を検討する時期に来ていると思っておりますが、御所見をお伺いする次第であります。

次に、少年のスポーツ振興等について御質問をしたいと存じます。

6月30日の新潟日報の朝刊1面記事で、99年生まれ史上最少117万人、出生率1.34人という厚生省統計、その隣に老人医療費初の10兆円台と、並んで掲載されておりました。まさに少子・高齢化社会そのものの記事であります。

次世代を担う子供たちの減少という人口問題を考えますと、不安もよぎりますが、現実には現実として、少子化の中で将来に期待する少年たちの環境、活力の問題として、スポーツを通じて人間形成に取り組むことが必要かと思う次第であります。

スポーツの指導によく使う言葉に、「心・技・体」の充実ということが言われております。「心」とは、取り組む姿勢、気力、協調性、そして天地、自然の理法に従って自然を愛する、その心は御先祖を敬い、親に感謝、親に孝行、長幼の序をはぐくむという日本の伝統の心ではないかと思っております。そして、「技」とは、より速く、より高く、より遠くという前向きな希望を託すスポーツの原点であり、忍耐という、耐える、そういう工夫であり、努力することだと思っております。「体」とは、古い漢字で書きますと、「身」と「豊」を合わせて「體」と言うように、身も心も豊かにする体力づくりは生命の源泉でもあります。

私は、個室・個人化している子供の環境に、スポーツを通じてこの「心・技・体」の教育が必要と思っております。知事におかれましては、「心・技・体」について忌憚のない御所見をお伺いしたいと存じます。

次に、教育長にお伺いしたいと思っております。シドニーオリンピックの開催も間近になっております。少年のスポーツに対する関心度についてどのように認識されておられるのか、御意見をあわせてお伺いしたいと存じます。

さて、また知事にお伺いしたいと存じますが、昨今17歳犯罪という社会問題が続出しております。私の持論は、スポーツをする子供には非行なり犯罪を起こすことは非常に少ないと信じております。

それゆえに、少年の健全育成にスポーツの果たす役割は極めて大きなものと認識しているところでありますが、学校や地域において少年のスポーツ活動に対してどのように支援をしておられるのか、少年スポーツ団体の組織の育成にどのように取り組んでおられるのか、その実態について、また今後の方向的なお考えをもあわせてお伺いしたいと存じます。

先ほど少子化について、99年の厚生省統計を申し上げましたが、新潟市内の小中学校で、少子化やドーナツ化による児童の減少で、単独で野球チームやサッカーチーム等が結成できず、団体競技に参加できない学校もあると聞いておりますが、このような現象が県内スポーツの振興に及ぼしている影響や、今後懸念される問題について、知事の御所見をお伺いしたいと存じます。

次に、県立のスポーツ施設の総合的な整備についてお伺いしたいと思っております。

県として、2002年のワールドカップサッカー開催の運営について、準備万端を期して取り組んでおられる現在と思っておりますが、成功のために御尽力いただきたいことと、日本海側の代表として、開催県であり、国際化の中にある新潟をこの機会に世界に大いにアピールしていただきたいとお願いする次第であります。

さて、その先のこととなりますが、県民が関心を持っているのは、サッカーの開催が終わったらあの施設はどうなるのかということでもあります。県営の総合スポーツ施設として計画されているわけですから、他のスポーツ施設計画も県民は関心を持っているところであります。まず、ワールドカップサッカー開催後の整備計画からお聞かせいただきたいと存じます。

さて、県民が一番の関心度のあるものは、県営野球場の整備についてはなからうかと思っております。ワールドカップサッカーの総合スタジアムの建設関連で延期されたようですが、県民の中では、ドーム野球場ができるのではと関心を持っている人も多いようでもあります。

私は、全空調型の人工芝のドーム球場は多目的に使用しないと採算性において極めて問題がありますから、全天候型球場で、自然芝で、土の上で熱いプレーをする球場を望むものであります。その辺は、知事はどんな構想をお持ちでしょうか。

また、アマチュア野球もプロ野球を観戦することで技術の向上につながるものであります。残念ながら

ら、県庁所在地にナイター設備のない球場は珍しいのではないかと思います。全国でこのような県営野球場を持たない県はありますか。

プロ野球ファンは、交通アクセスも整備されていることから、仕事等でデーゲームでは観戦できないので、ナイター公式戦ができる野球場を強く望んでおりますので、野球場の建設計画について明確な御所見を伺いたいと存じます。

次に、2巡目の国民体育大会に向けて、会場の選定が予定されているようではありますが、今後市町村ごとに競技種目が決定されると聞いております。このうち、柔道、剣道などの競技については武道館の施設整備が必要と思いますが、整備する計画がありますでしょうか、お伺いしたいと存じます。

さて、質問の最後になりましたが、国際化の中の新潟県をアピールする絶好の機会として、ワールドカップサッカーの開催時に国際的なイベントを開催したらどうかという御提言を申し上げたいと思います。

日本海側の県やサッカー出場国による国際音楽祭、観光、物産というイベントを開催することも、大会を盛り上げる成果につながるものと思うところであります。

既に、音楽祭等はやっておりますが、ワールドカップサッカーの開催とあわせて実行することは、国際化の中の新潟の時代を示す絶好のチャンスであると考えますので、その可能性を含めて御検討されてはいかがでしょうかと思う次第であります。

冒頭申し上げましたが、21世紀まであと半年になり、新世紀が間近になってまいりました。県民は、新しい幕あけを希望と発展を願っております。いろいろな諸問題が山積いたしておりますが、国際社会においても、国、県、市町村においても課題がたくさんありますが、県民が求めるものは平和で幸せに暮らせる生活環境であります。知事におかれましては、いよいよ10月の選挙に向かわれるわけですが、県民の幸せのためになお一層の御尽力をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

【平山征夫知事】

青木議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、現在の農業と環境問題に対する認識いかんということではありますが、これまでの農業は、多様な消費者ニーズを背景に、農産物の大量生産、そして多品目生産、季節を問わない野菜の生産を行うために経済性や生産性を追求してきた結果、化石エネルギー、そして農薬、化学肥料への依存が高まっておりまして、環境に一部影響を与えているというふうに承知している次第であります。

今後、国民の意識が、物の豊かさとともに、健康や安全、安心、心の豊かさに重きを置くようになる中で、資源の循環利用に基づく持続的な社会を形成していくということは重要な課題となっておりますので、私としましては、農業生産においても、農業が本来有しております自然循環的な機能を十分発揮させるような農法を目指していくことが今後一層必要になるというふうに考えております。

そして、環境保全型農業の推進についてどうかということではありますが、県ではこれまでも、稲わらの秋すき込みを中心とした土づくりの推進、水稻の減農薬・減化学肥料栽培の普及、低毒性の農薬への切りかえに取り組みますとともに、これらを実地に展示することにより、生産者への啓発活動等を進めてきましたほか、生産者と消費者双方の理解を深めるため、県独自の有機農産物等認証制度を創設し、環境保全型農業の実践に努めてまいったところであります。

さらに今後は、すべての生産者が現在の生産量や品質を一定水準に保ちながらより環境に負荷の少ない農業に取り組みますよう、新しい技術の開発、あるいは地域の実態に即した栽培指針を示しながら意識啓発や機運の醸成を図り、自然と調和した持続的な農業生産の普及に努力したいというふうに考えております。

次に、救命救急医療の実態と今後の体制整備についてお答えしたいと思います。

まず、周産期医療体制についてでありますけれども、県としましてはこれまで、県地域保健医療計画に基づきまして、上・中・下越に新生児集中強化治療室等の計画的な整備を行ってきたところでありますけれども、今年度実施しております県内の周産期医療の実態調査の結果を踏まえまして、周産期医療体制の整備のあり方につきまして検討したいというふうに考えております。

また、小児救急医療につきましては、ニーズが高まっております一方、小児科医師の不足等によりまして、休日や夜間の救急体制の維持が難しいという現状にありますので、国では昨年度、二次医療圏単

位に輪番制で小児科の休日夜間診療体制を確保する場合に補助いたします「小児救急医療支援事業」の創設などを行っております。県としても、市町村や病院等にこの国の制度の積極的な活用を働きかけるなどによりまして、小児救急医療体制の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、救命救急センターの救急医療の実態等でありますけれども、平成 11 年度では入院延べ患者が 2 万 7,399 人、外来患者 3 万 4,276 人の診療を行ったところでございます。

また、課題と今後の整備方針いかんということでありまして、診療機能の向上を図るための専任医師の充実ということ、そして第 3 次救急医療体制の対象人口が 150 万人とほかの 2 地区に比べまして圧倒的に多い下越地区のあり方についてが課題というふうに考えておりまして、これらにつきまして引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

また、ドクターカーについてでありますけれども、現在御指摘のように 1 カ所に設置しておりますが、平成 11 年度のその搬送人員は年間 69 人でございます。ドクターカーにつきましては、病院到着前に速やかに救急医療が実施できるということから、重篤な心臓疾患等に対する救命効果が高いとされておりますので、専任医師の配置など課題もありませんけれども、ほかの救命救急センターにつきましても整備を促進してまいりたいと考えております。

次に、県民に対する救急医療機関等の情報提供でありますけれども、「広域災害・救急医療情報システム」によりまして、休日夜間診療所や在宅当番医制の情報を電話、ファクシミリ、あるいはインターネットを利用して提供しておりますほか、年末年始にはマスコミ等を通じまして休日診療の情報の周知に努めてきたところであります。今後とも一層情報提供に努めてまいりたいというふうに思います。

次に、外国人に対する医療についてでありますけれども、外国人診療の際の言葉の壁を取り除くため、英語、韓国語及びロシア語によりまして「外国人救急患者対応カード」を作成いたしまして、県内の病院に配布しておりますほか、県国際交流協会などにおきまして、外国人の医療に関する相談に応じているところでございます。

また、医療費の未納につきましてでありますけれども、平成 10 年度を見ますと、119 件、410 万 8,000 円が未納ということになっておりますけれども、現在救命救急センターにおける未納につきましては、救命救急センター運営費補助金による補助が行われております。そのほかの未納につきましては医療機関の負担となっているわけでありまして、これまでも国に対し制度上の改善を要望してきたところであります。今後とも各県と協力いたしまして国への要望を行ってまいりたいというふうに考えております。

なお、ワールドカップの対応につきましては、御指摘の点を踏まえて、今後とも対応について詰めてまいりたいというふうに思います。

次に、防災対策についてお答えしたいと思います。

まず、県内市町村の防災行政無線等の整備状況と今後の課題でありますけれども、警戒・避難情報等の地域住民への伝達手段といたしましては、屋外拡声器や、あるいは各戸ごとに設置しております受信機を通じまして一斉同時通報を行う同報系無線が有効でありまして、県内では 50 市町村で整備がされております。

今後の課題でありますけれども、近年、防災情報の伝達とあわせまして、行政情報の提供にも活用するために、同報系無線のうち個別受信方式の導入を検討する、いわゆる同報系無線ができると同時に個別にも受信ができるという方式を導入するという県がふえておりますけれども、この場合には多額の経費が必要となるということで、なかなかこうした整備が進まない、整備のおくれがあるというのが実情でございます。

しかしながら、オフトーク通信、あるいはケーブルテレビ、コミュニティーFMなどが既に導入されている市町村においては、これらを災害時の情報伝達手段としても活用しているところでありまして、同報系無線の未設置の市町村におきましては、地域住民への迅速な情報伝達という観点から、そしてまた障害者等に対する伝達手段ということも含めると、地域に最も適した伝達手段、あるいは多方面からの多角的な伝達手段等について総合的に検討されるべきというふうに考えている次第であります。

次に、防災行政無線のデジタル化ということでありまして、県庁、出先機関、市町村等の間を結ぶ通信系統につきましては、既にデジタル化されております。

また、公用車等で利用する移動無線系につきましては、設備の老朽化が進んでおりまして、その設備更新に合わせてデジタル化の検討を行いたいというふうに考えている次第であります。

少年のスポーツについてお答えしたいと思います。

スポーツにおける「心・技・体」の充実とは具体的にどういう状態を言うのかということでありまして、私なりの解釈で申し上げたいと思いますが、スポーツで優秀な成績を上げる、あるいはスポーツに一生懸命取り組むと、そしてその鍛えた成果を上げるということについては、やはり日ごろの鍛錬の過程で養われる、あるいは培われる不屈の精神力とともに、鍛え合う者同士の相互に尊重し合うス

ポーツマンシップ、そうした心がまず洗練されていなきやいけませんし、そして磨かれた卓越した技量、そして鍛え上げられた強靱な肉体、この三つがともに必要でありまして、しかもそれらが集中心をもって、調和をもって発揮されたときに、本当の意味でのすばらしいスポーツの成果がそこに成績として発揮されるんだらうと思います。そして、そのことがもたらす精神の充実ということがそこにあるんだらうというふうに思います。

また、少年スポーツの活動に対する支援でありますけれども、学校に対しましては、大会開催費、あるいは全国大会等の派遣費の補助のほか、高校へは外部指導者を派遣したりしております。地域に対しましては、スポーツ担当社会教育主事を派遣いたしまして、市町村の職員とともに地域の特色を生かしたスポーツの振興に取り組んでおるところであります。

また、少年スポーツ活動振興のための組織の育成としましては、上・中・下越の教育事務所と市町村が体育指導委員等と協力いたしまして、スポーツ教室の開催を通じまして、クラブの育成やスポーツ少年団の組織の拡充に努めているところであります。

今後、これらの活動を一層充実いたしまして、スポーツ振興会といった推進母体の結成を進めてまいりたいというふうに思っている次第であります。

次に、ワールドカップサッカー開催後のスポーツ施設の整備計画でありますけれども、鳥屋野潟公園の総合スポーツゾーン内の施設につきましては、総合スタジアムを第1種陸上競技場併用施設として一部改修工事を行うことがまずございます。

そのほかにつきましては、主として2巡目国体に向けたスポーツ施設の整備が中心となりますわけでありましてけれども、これにつきましては、中長期にわたる厳しい財政状況等を考慮しながらはなりませんけれども、計画的に進めてまいりたいというふうに考えております。

また、プロ野球公式戦が開催可能な全国の県営野球場の整備状況であります。収容人員2万人以上の施設は22県となっておりますし、うちナイター施設が完備されている施設は17県ということでございます。

また、本県の野球場の整備計画につきましては、厳しい財政状況も考慮しながらはなりますが、県民や、あるいは関係団体等の御意見を踏まえ、今後整備してまいりたいと考えております。

次に、国体に向けての武道館の整備であります。2巡目国体の各競技種目の会場の選定につきましては、本年度に関係市町村、関係競技団体等からヒアリングを実施いたしまして、おおむね平成13年度末までには会場地を決定したいというふうに考えております。

国体の会場につきましては、できる限り既存の施設を活用することを基本方針としておりまして、柔道、剣道などの競技につきましても、既存の市町村施設で対応できるものというふうに考えているところであります。

次に、ワールドカップ開催時のイベントについてでありますけれども、ワールドカップ新潟開催は本県をアピールできる絶好の機会でありまして、県開催準備委員会を中心に、新潟ふるさと村での観光・物産PRを初め、新潟駅南口に設置予定の総合案内所の活用、あるいは信濃川やすらぎ堤などでの市町村、各種団体との連携によるイベントについて検討を進めておりますし、この年は順番ですとアジア文化祭の開催の年になりますので、ワールドカップの時期にこれを繰り上げて開催することも現在検討しているところでございます。

御指摘の新潟で試合を行う国の観光、物産の紹介等につきましても、あわせて検討を進めてまいりたいというふうに思います。

以上であります。

【板屋越麟一農林水産部長】

稲わらや家畜排せつ物の利用についてお答えいたします。

土づくりを推進するため、稲わらは約90%が水田へのすき込みに、家畜排せつ物の約75%が畑作物、水稻等に利用されております。

しかしながら、依然として稲わらについては焼却が、家畜排せつ物については生のままの利用が見られるため、関係団体や地域協議会と一体となって、耕畜連携の強化のためのシステムづくりや、堆肥化施設の計画的な整備を促進しているところであります。

次に、家畜ふん尿の悪臭問題についてであります。近年おおむね年間50件程度発生しており、畜産環境問題の大宗を占めております。

現在のところ、悪臭の防止には効果的な技術が確立されておらず、根本的な解決は難しい状況にありますが、悪臭発生の軽減を図るため、畜舎内外の清掃や消臭剤の散布等の徹底指導、及び堆肥舎の整備等による排せつ物処理の改善指導を行っているところであります。

さらに、昨年施行されました「家畜排せつ物法」に基づき、家畜排せつ物の管理の適正指導や処理施設の整備を促進し、野積み等の不適切な処理を解消するとともに、市町村との連携のもとに指導を強化し、発生防止に努めているところであります。

次に、農業用使用済みプラスチックの処理についてであります。平成 11 年の排出量 3,560 トンのうち、処理業者に委託して適正処理された量は 2,930 トン、82%となっており、平成 9 年の 27%に比べ、大幅な改善が図られているところであります。

なお、廃棄物処理法の改正に伴う適正処理を図るため、組織的・計画的な回収を行うよう全市町村に協議会の設置を指導し、農業者への啓発や回収体制の確立に向けた活動を支援してきたところであり、現在 109 市町村で協議会が設置されております。

【高橋豊環境生活部長】

防災対策についてお答えいたします。

まず、気象情報、災害情報等の収集・伝達体制についてであります。本県では、災害時における迅速な情報伝達と、行政情報、地域情報の円滑な受発信を目的とし、地上系及び衛星系無線回線で構成します「県情報通信ネットワーク」を平成 8 年度から本格運用してあり、これを活用して、県庁、県の出先機関、市町村、消防本部等の防災機関の相互間において災害情報等の収集・伝達を行っているところであります。

また、国の機関や警察など他の防災機関と相互に交信することを目的とした防災相互通信用無線も常備されております。

これらのシステムを活用して、各防災関係機関が相互に連携して、迅速かつ的確な情報の収集・伝達ができる体制となっております。

以上です。

【笹川勝雄福祉保健部長】

救急医療体制についてお答えいたします。

第 1 次救急医療体制は、休日夜間急患診療所及び在宅当番医制であります。その役割は比較的軽度の休日夜間の急患診療を担うものであり、市町村が地元の医師会に委託するなどして運営しております。

第 2 次の病院群輪番制につきましては、入院を必要とする休日夜間救急患者の診療を担当するものであり、二次保健医療圏ごとに病院が当番を組んで実施しております。

第 3 次の救命救急センターは、24 時間体制で脳卒中や心臓疾患など重篤な救急患者を受け入れ、高度な救命救急医療を担当するものであります。

次に、広域災害・救急医療情報システムについてであります。このシステムは、参加病院から診療科目別に診療や入院の可否等の情報を入力していただき、消防本部がネットワークを利用して、救急患者が発生した際、その傷病程度により、受け入れ可能な医療機関を直ちに検索、決定し、迅速に患者を搬送するものであります。

平成 11 年度の利用状況は、消防本部からの、それから医療機関のアクセスを含めまして、照会件数 1 万 3,103 件となっております。

なお、このシステムは、地震等の災害時には、病院の被害状況や医薬品の備蓄状況などを全国に情報発信し、必要な応援を求めることも可能となっております。

【野本憲雄教育長】

少年のスポーツに対する関心度についてであります。平成 10 年度の本県児童生徒の運動部活動への加入状況を見ますと、中学生は 74.9%、高校生は 41.4%となっており、平成 7 年度と比べて中学生は 4.0 ポイント、高校生は 3.4 ポイントそれぞれ下がっており、本県の少年のスポーツへの関心は低下傾向にあると考えております。

また、平成 10 年度の全国状況は、中学生が 73.9%、高校生は 49.0%となっており、部活動への加入状況で見ると、中学生では全国をやや上回っているものの、高校生ではかなり下回っている状況であります。

次に、少子化が県内のスポーツ振興に及ぼしている影響についてであります。学校の運動部活動においては、児童生徒数の減少やそれに伴う教職員の減少により、とりわけ小規模校では、児童生徒が希望する部活動のすべてを実施することが困難な状況や、場合によっては休部や廃部に追い込まれる状況が出ているところであります。

また、今後懸念される問題であります。児童生徒が希望するスポーツ活動ができないケース、団体競技などでは、1 校のみでは大会に出場できないばかりでなく、日ごろの練習にも支障を来すケースの出現が心配されているところであり、それに伴って児童生徒のスポーツへの関心が低下し、ひいては競技人口の減少や競技水準の低下が懸念されているところであります。

以上でございます。